

3.3.29
大

茨労基発 0325 第 5 号の 2
令和 3 年 3 月 25 日

一般社団法人 茨城県ビルメンテナンス協会長 殿

茨城労働局労働基準部長



リーフレット「はしごを使う前に／脚立を使う前に」を活用した
墜落・転落災害防止の徹底について

平素より、安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 3 年 3 月 17 日付け基安安発 0317 第 2 号をもって、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課長から別添のとおり団体の長に周知依頼をしているところですが、改めて本職からもお願い申し上げます。

はしごや脚立からの墜落・転落災害に対しては、平成 29 年 3 月に本省で、パンフレット「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」を作成しており、今般作成したリーフレットと合わせて別添記 1 のとおり厚生労働省ホームページに掲載しており、茨城労働局ホームページにおいても後日掲載することとしています。

貴団体におかれましては、別添記 2 を御参考にこれらのリーフレット等のホームページへの掲載や会員等に対する会報の送付、メールマガジンの配信等のあらゆる機会を捉え周知を行っていただき、はしごや脚立からの墜落・転落災害防止対策の推進が図られますよう御協力をお願い申し上げます。